

公益財団法人宮崎市体育協会加盟競技団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎市体育協会定款（以下「定款」という。）第37条第2項の規定により、加盟競技団体に関して必要な事項を定める。

(加盟競技団体)

第2条 加盟競技団体とは、定款第37条第1項に規定する団体をいう。

(書類の提出)

第3条 公益財団法人宮崎市体育協会（以下「協会」という。）の加盟団体になろうとする団体は、次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 加盟申請書
- (2) 加盟理由書
- (3) 役員名簿
- (4) 当該年度の所属チーム数並びに会員数
- (5) 規約
- (6) 前年度事業概要
- (7) 当該年度事業計画書及び収支予算書

(退会・休止・活動再開)

第4条 協会を退会若しくは休止又は活動再開しようとする団体は、次の書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 退会届出書
- (2) 活動休止届出書
- (3) 活動再開届出書

2 前項により活動休止届出書を提出した加盟競技団体は、毎年4月末日までに当該年度の役員名簿を提出しなければならない。この場合において、活動休止期間は、原則として、活動休止届出書提出日以降5年間までとする。ただし、会長がやむを得ないと認めた場合は、活動休止期間を延長できるものとする。

3 加盟競技団体が、協会の加盟団体として不相当と認められるに至ったときは、理事会に諮り、評議員会の決議をもってこれを退会させることができる。

(負担金)

第5条 加盟競技団体は、別に定める負担金を納入しなければならない。この場合において、協会は、当該負担金を加盟競技団体育成補助金から差し引いて、支出することができる。

- 2 年度途中で加盟申請を行った競技団体は、加盟が認められた後、速やかに納入するものとする。
- 3 活動休止が認められた加盟競技団体の負担金は免除とする。
- 4 加盟競技団体が前条の規定に基づき退会又は休止した場合は、その時期にかかわらず、一旦納入した負担金・拠出金等その他の経費は、いかなる理由でも返還できない。

(届出)

第6条 加盟競技団体は、毎年4月末日までに次の書類を協会に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の役員名簿
 - (2) 当該年度の事業計画書及び収支予算書
 - (3) 前年度の事業報告書及び収支決算書
 - (4) 会員数
 - (5) その他協会が必要とするもの
- 2 加盟競技団体は第3条又は前項により提出している書類に変更があったときは、速やかにその旨を協会に届け出なければならない。

(会議)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、加盟競技団体代表者会議又は加盟競技団体事務担当者会議を開催する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程に定めがあるもののほか、この規程の施行に必要な事項は会長が理事会の承認を得て定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成29年8月31日施行する。

(公益財団法人宮崎市体育協会加盟競技団体規程の廃止)

第2条 公益財団法人宮崎市体育協会加盟競技団体規程(公益財団法人宮崎市体育協会の設立の登記の日)は廃止する。